

毎週火、金曜日発行（但休日に当りときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物指定

鳥取県公報

目次

- ◆ 告 示
 - 農村振興総合施設補助金交付規程の一部改正
 - 森林区施設計画等の変更
 - 境港魚揚施設使用料の改正
 - 豚の移入禁止区域
 - 境港湾施設使用料に関する期日の指定
 - 鳥取県保健所及び衛生研究所使用料手数料の額
 - 鳥取県開拓事業入植施設補助金交付規程の一部改正
 - 鳥取県中小企業設備近代化融資制度要

網の一部改正

◆ 人委規則・職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正

職員勤務時間に関する規則の一部改正

告 示

- ◆ 鳥取県告示第百十八号
農村振興総合施設補助金交付規程（昭和二十八年十月鳥取県告示第四百六十五号）の一部を次のように改正する。
- 昭和三十一年三月三十日
鳥取県知事 遠 藤 茂
- 第五条中「六月十五日」を「四月五日」に改める。
- ◆ 鳥取県告示第百二十四号
昭和二十七年十一月鳥取県告示第五百五十一号及び昭

和二十九年十一月鳥取県告示第五百九十号で公表した昭和二十八年四月一日及び昭和三十年四月一日を始期とする森林区施業計画並びに昭和三十一年一月鳥取県告示第三十一号で公表した昭和三十一年度森林区実施計画のうちD基本計画 森林区、E基本計画区XL、XLII、XLIII各森林区の森林区施業計画及び森林区実施計画を森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十二条第一項の規定に基づき変更したので次の場所において公表する。

昭和三十一年三月三十日

鳥取県知事 遠藤 茂

D 基本計画区XXVII
森林区

一、森林区施業計画

- 1. 鳥取県庁
- 2. 鳥取県西部地方事務所

二、昭和三十一年度森林区実施計画

- 1. 鳥取県庁
- 2. 鳥取県西部地方事務所
- 3. 溝口町、江府町各役場

E 基本計画区XL、XLII、XLIII 各森林区

一、森林区施業計画

1. 鳥取県庁

2. 鳥取県西部地方事務所

二、昭和三十一年度森林区実施計画

1. 鳥取県庁

2. 鳥取県西部地方事務所

3. 石見村、福栄村、伯南町、高宮村各役場

◆鳥取県告示第二百二十八号

昭和二十七年四月鳥取県告示第二百十八号（境港魚揚施設使用料条例第二条の使用料について）の一部を次のように改正し、昭和三十一年四月一日から施行する。

昭和三十一年三月三十日

鳥取県知事 遠藤 茂

「鮮魚介類一箱につき一円但し箱を使用しない場合は五貫を一箱とみなす」を「1.鮮魚介類一箱につき二円」「2.水産製品五貫につき三円」を「2.水産製品五貫につき六円」に改める。

◆鳥取県告示第二百二十九号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第三条の規定により指定した豚等の移入を禁止する区域（昭和三十一年一月鳥取県告示第三十九号）に神奈川県を追加する。

昭和三十一年三月三十日

鳥取県知事 遠藤 茂

◆鳥取県告示第三百十号

境港港灣施設使用料条例の一部を改正する条例（昭和二十八年鳥取県条例第二十九号）附則第三項に規定する期日は昭和三十一年三月三十一日とする。

昭和三十一年三月三十日

鳥取県知事 遠藤 茂

◆鳥取県告示第三百二十二号

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料手数料条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号）第二条及び第五条の規定により使用料及び手数料の額を次のように定め昭和三十一年四月一日から適用する。

昭和三十一年三月三十日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料手数料条例（以下「条例」という）第二条の規定による使用料手数料の額

1 昭和十八年厚生省告示第六十六号「健康保険法

及船員保険法ノ規定ニ依ル療養ニ要スル費用ノ額

ノ算定方法」にもとずいて算定するものは、その

算定額の八割とする。

2 文書料

診断書 一通につき五十円 一通増すごとに二十円

各種成績書 条例第十一条に規定する成績書の外 一通増すごとに二十円

各種証明書 一通につき二十円 一通増すごとに十円

その他の複雑な書類 一通につき七〇円

二 条例第五条の規定による例用料手数料減免の額

1 文書料

福祉事務所長又は民生委員の発行する生活扶助世帯員であることの証明のあるものは無料とする。

2 検査(試験)料

種別	料金	条	件	備考
ツベルクリン皮内反応検査	七円	結核予防法による対象者 但し事業事務所を除く	右	
赤血球沈降速度測定	三十円	同	右	採取料を含む
B C G 接種	十九円	同	右	
喀痰顕微鏡的検査	二十円	同	右	
梅毒血液反応検査	七十六円	妊産婦乳幼児性病予防法 による対象者	右	補体結合反応検査沈降反応検査 (採取料を含む)
淋菌顕微鏡的検査	十九円	同	右	
寄生虫検査(とまっ)	十円	二十件以上一件につき	同	
同 右(集卵)	二十円	同	右	

腸内細菌培養検査	七十円	同	右	
歯石除去における処置	保険点数 料金の六割	小中学校生徒	同	一額につき
アマルガム充てん	同	同	右	一歯につき
抜歯(白歯)	同	同	右	同
同 右(前歯)	同	同	右	同
同 右(乳歯)	同	同	右	同

(四) 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十九条第四項の規定による妊産婦又は乳児若しくは、幼児の保護者のうち保健指導を受ける者で児童福祉司又は児童委員の発行する保健指導票によるものは無料とする。

3 レントゲン診断料

種別	料金	条	件
間接写真診断六×六	七十円	結核予防法による対象者妊産婦乳幼児	同
写真診断六×切型	二百五十円	同	右
〃〃四×切型	三百五十円	但し事業事務所を除く	同
〃〃大四×切型	四百円	同	右

◇鳥取県告示第百三十三号
鳥取県開拓事業入植施設補助金交付規程(昭和二十七年十月鳥取県告示第四百八十三号)の一部を次のように

改正する。

昭和三十一年三月三十日

鳥取県知事 遠藤 茂

第六条中「六月十日」を「四月五日」に改める

附 則

この規程は、昭和三十年度分補助金から適用する。

◆鳥取県告示第百三十四号

鳥取県中小企業設備近代化融資制度要綱（昭和二十九年六月鳥取県告示第百二十六号）の一部を次のように改正する。

昭和三十一年三月三十日

鳥取県知事 遠藤 茂

第三条第二号を次のように改める。

二 その他知事において産業振興上特に必要と認めるもの

第四条第四号貸付利率「年一割とする」を「年一割以内とする」に改める。

附 則

この要綱は、昭和三十一年四月一日から施行する。

人委規則

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 藏

鳥取県人事委員会規則第三号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

二 伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）の規定による交通しや断又は隔離により職務に従事できない場合

右に同じ

」を

二 伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）の規定による健康診断及び交通しや断又は隔離により職務に従事できない場合

右に同じ

」に

十八 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の規定に基づく災害救助訓練に参加する場合

その都度必要と認める期間

」を

十八 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）、消防組織法（昭和二十二年法律第百二十六号）及び水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）により出勤し又は訓練

その都度必要と認める期間

に参加する場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する

昭和三十一年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 藏

◆鳥取県人事委員会規則第四号

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間に関する規則（昭和二十六年鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。
第二条第二号中「五十四時間」を「五十一時間」に改める。

附 則

この規則は、昭和三十一年四月一日から施行する。

「に改める。」

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発 行 所

鳥取県鳥取市東町

鳥 取 県

刷 印

刷 所

鳥 取 県